

埼玉版 F E M A タイムライン(地震編)

- 埼玉版 F E M A 図上訓練での結果をもとに県と関係機関との連携を中心に対処事項を時系列（タイムライン）としてまとめたものです。
- 各機関の対処事項と対処時間は、訓練において付与した状況及び参加機関の回答に基づく一例であり、実災害時の行動は災害の状況により異なります。

【凡例】

時間軸



●県の対処部署については、災害発生時の部署名をもとに、下記のとおり略称を用いて記載しております

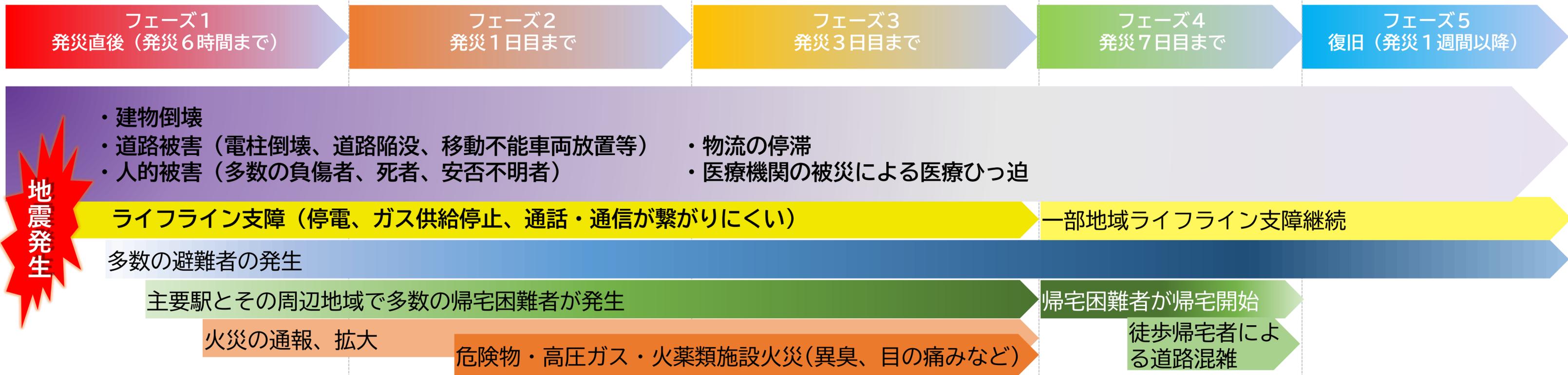
機関名

0 県本部運営【統括】 *BCP関連に限定。地域防災計画は「4 応急対応力の強化」の一部	
<p><人></p> <ul style="list-style-type: none"> ・幹部（知事、副知事）の安否確認【統括】 ・職員の安否、参集確認【総務】 	<p>・ 対処事項【対処部署（県のみ）】</p>
<p><執務環境></p> <ul style="list-style-type: none"> ・県施設の被害、安全確認【総務、統括】 ・庁舎が危険な場合：代替庁舎に本部移設【統括、統括】 ・関係機関との通信手段の確認【統括】 	
<p><対策本部></p> <ul style="list-style-type: none"> ・第1回本部会議開催【統括】 (知事 緊急アピールの実施) 	
<p><行政機能></p> <ul style="list-style-type: none"> ・県の行政機能の確保状況の把握【全部局】 ・市町村の行政機能の確保状況の把握【統括】 	

埼玉県

【統括】	・・・ 統括部	【医療】	・・・ 医療救急部
【渉外】	・・・ 渉外財政部	【応急】	・・・ 応急復旧部
【総務】	・・・ 総務部	【住宅】	・・・ 住宅対策部
【県民】	・・・ 県民安全部	【下水】	・・・ 下水道対策部
【農林】	・・・ 農林対策部	【輸送】	・・・ 輸送部
【給水】	・・・ 給水部	【文教】	・・・ 文教部
【産業】	・・・ 産業対策部	【議会】	・・・ 議会部
【環境】	・・・ 環境対策部	【応援】	・・・ 応援部
【救援】	・・・ 救援福祉部		

埼玉版FEMAタイムライン（地震編）



発災後の状況

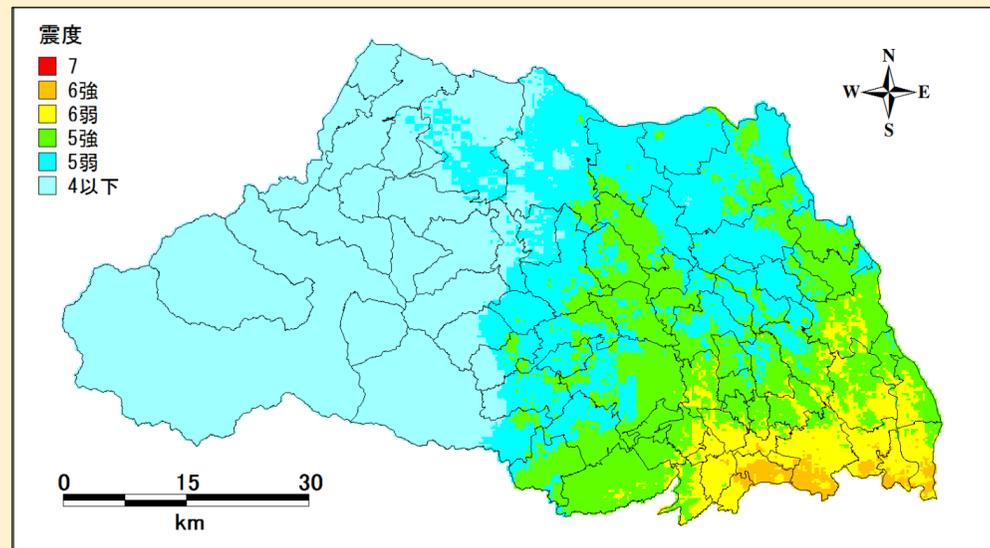
●想定地震：東京湾北部地震

- ・震源：東京都23区
- ・震源の深さ：27km
- ・規模：マグニチュード7.3
- ・埼玉県内最大震度6強

【県全体の被害概要（最大）】

- ・建物全壊・・・13,380（棟）
- ・死者数・・・442（人）
- ・負傷者数・・・5,309（人）
- ・帰宅困難者数・・・約67万人

●県内震度分布



【出典】平成24・25年度埼玉県地震被害想定調査報告書
<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0401/higaisoutei/higaisouteihokoku.html>



【出典】足立区「足立区の駅前滞留者対策」
<https://www.city.adachi.tokyo.jp/saigai/20210407.html>



【出典】内閣府「南海トラフ巨大地震、首都直下地震、日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震の被害と対策に係る映像資料 首都直下地震編」
https://www.cao.go.jp/lib_012/syuto_all.html

埼玉版FEMAタイムライン（地震編）



災害対策本部

0 県本部運営【統括】

- <人>
 - ・幹部（知事、副知事）の安否確認【統括】
 - ・職員の安否、参集確認【総務】
- <執務環境>
 - ・県施設の被害、安全確認【総務、統括】
 - ・庁舎が危険な場合：代替庁舎に本部移設【統括】
 - ・関係機関との通信手段の確認【統括】
- <対策本部>
 - ・第1回本部会議開催【統括】
- <行政機能>
 - ・県の行政機能の確保状況の把握【全部局】
 - ・市町村の行政機能の確保状況の把握【統括】

1 自助、共助による防災力の向上【県民】【救援】

- <ボランティアとの連携>
 - ・情報共有会議の設置【県民】
 - ・彩の国会議やNPOなどの団体のボランティアの調整【県民】
 - ・県災害ボランティア支援センターの設置【救援】

埼玉版FEMAタイムライン（地震編）



2 災害に強いまちづくりの推進【関係部局】

<p><公共建築物等の応急対策></p> <ul style="list-style-type: none"> ・不特定多数の利用者の避難誘導【関係部局】 <p>(注) (医療福祉) 生命保護を最重点とした措置 (危険物) 危険物の流出及び拡散の防止</p>	<p><公共建築物等の応急対策></p> <ul style="list-style-type: none"> ・応急危険度判定の実施【関係部局】 		<p><公共建築物等の応急対策></p> <ul style="list-style-type: none"> ・再開計画の策定【関係部局】 (被害が大きい場合) 	
--	--	--	--	--

3 交通ネットワーク・ライフライン等の確保【応急、統括、給水、下水】

<p><道路ネットワークの確保></p> <ul style="list-style-type: none"> ・道路被害状況の把握【応急】 －道路パトロールの実施 －協定先建設事業者による道路の安全確認 ・道路施設の応急対策 －道路管理者による応急対策の実施【応急】 ・緊急輸送道路の応急復旧 －道路・ライフライン調整チームの設置【応急】【統括】 －道路啓開計画（優先啓開ルート、災対法に基づく区間指定、啓開体制の確保 等） ・優先啓開路線の決定【統括】【応急】 －道路被災情報を関係機関への伝達【応急】 <p><交通施設の応急対策></p> <ul style="list-style-type: none"> ・交通施設の被害状況の把握【統括】 <p><ライフライン施設の応急対策></p> <ul style="list-style-type: none"> ・道路・ライフライン調整チームによる調整【統括】【応急】 ・統括部情報班による情報収集 －電気施設の被害状況の把握【統括】 －ガス施設の被害状況の把握【統括】 －上水道施設の被害状況の把握【給水】 －下水道施設の被害状況の把握【下水】 －電気通信施設の被害状況の把握【統括】 	<p><道路ネットワークの確保></p> <ul style="list-style-type: none"> ・緊急輸送道路の応急復旧【応急】 －道路啓開を関係機関に依頼 (道路管理者、県建設業協会・レッカー関連協定事業者等) ・応急復旧の広報【応急】 －道路啓開区間の道路利用者への周知 <p><上水道施設の確保>【給水】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・水質の確認検査 ・水道施設の応急復旧 <p><発災時のエネルギー供給機能の確保></p> <ul style="list-style-type: none"> ・防災活動拠点等へのエネルギー供給継続のための調整【統括】 			
---	--	--	--	--

埼玉版FEMAタイムライン（地震編）



4 応急対応力の強化【統括、応急、救援】

- <防災活動拠点の開設・運営> [【関係部局】](#)
 - ・非常体制時は、原則、開設
- <部隊調整班の設置> [【統括】](#)
 - －航空調整系の設置
 - －埼玉県消防応援活動調整本部の設置
- ・部隊調整班による現場部隊との調整 [【統括】](#)
(消防、警察、陸上自衛隊、防災航空隊など)
- <ヘリコプターの運航調整> [【統括】](#)
 - ・航空調整係が運航調整を実施
- <応援要請>
 - ・自衛隊災害派遣要請 [【統括】](#)
 - ・埼玉特別機動援助隊(SMART)出動要請 [【統括】](#)
 - ・緊急消防援助隊出動要請 [【統括】](#)
 - ・海上保安庁への出動要請 [【統括】](#)

- <応援要請>
 - ・人的応援
 - －彩の国災害派遣チームの派遣 [【統括】](#)
 - －総務省（応急対策職員派遣制度）に人的応援要請 [【統括】](#)
 - －国土交通省への緊急災害対策派遣隊派遣要請 [【応急】](#)
 - －気象庁への気象庁防災対応支援チームの派遣要請 [【応急】](#)

- <応援の受入れ>
 - ・国、地方公共団体等からの応援受入 [【関係部局】](#)
 - ・ボランティアの応援受入れ [【救援】](#)
 - ・海外からの応援受入れ [【統括】](#)

5 情報の収集・分析・加工・共有・伝達体制の整備【統括、県民】

- <災害情報の収集・分析・加工・共有・伝達>
 - ・情報収集・共有・伝達体制 [【統括】](#)
 - －災害オペレーション支援システムによる情報収集
 - －(通信手段)防災行政無線
- <広聴広報活動>
 - ・報道機関への発表 [【統括】](#)
 - ・広報班の設置 [【統括】](#)
(帰宅困難者・要配慮者への広報)
 - ・災害情報相談センターの設置 [【県民】](#)

- <広報広聴活動> [【県民】](#)
 - ・女性を対象とした相談窓口の設置
 - ・震災相談連絡会議の設置等

- <災害情報の収集・分析・加工・共有・伝達>
 - ・安否不明者等の氏名等公表 [【統括】](#)

埼玉版FEMAタイムライン（地震編）



6 医療救護等対策【医療】

<医療救護>

- ・医療救急部兼保健医療調整本部の設置 [【医療】](#)
- ・EMIS等による医療機関の状況把握 [【医療】](#)
- ・被災医療機関の機能維持 [【医療】](#)（人材や物資の供給等）
- ・DMAT県調整本部、被災地域におけるDMAT活動拠点本部の設置 [【医療】](#)
- ・県内DMAT等の派遣要請 [【医療】](#)
- ・医療需要に基づく入院患者等の移送調整 [【医療】](#)
- ・医療的支援が必要な方の受入先の確保 [【医療】](#)

<保健衛生>

- ・埼玉県DPAT調整本部の設置 [【医療】](#)

<医療救護>

- ・状況に応じた広域医療搬送拠点設置 [【医療】](#)

<医療救護> 病院で火災があった場合 [【医療】](#)

- ・入院患者の重症度によるトリアージ（受入先調整、移送順位、軽症者の退院措置等）
- ・移送手段の確保（救急車、バス、ヘリ等）
- ・一時的な避難場所の確保の要請

<医療救護>

- ・被災医療機関等への支援 [【医療】](#)
- ・厚労省DMAT事務局を通じた県外応援の調整 [【医療】](#)
- ・避難所への巡回診療・アセスメントに着手 [【医療】](#)

<保健衛生>

- ・心のケアセンターの設置 [【医療】](#)
- ・避難所における栄養指導 [【医療】](#)

<医療救護>

- ・被災医療機関等への支援 [【医療】](#)
- ・厚労省DMAT事務局を通じた県外応援の調整 [【医療】](#)
- ・避難所への巡回診療・アセスメントに着手 [【医療】](#)

<医療救護>

- ・被災医療機関等への支援 [【医療】](#)
- ・厚労省DMAT事務局を通じた県外応援の調整 [【医療】](#)
- ・避難所への巡回診療・アセスメントに着手 [【医療】](#)

7 帰宅困難者対策【統括、県民】

<帰宅困難者への情報提供>

- ・県民への情報発信 [【統括】](#) [【県民】](#)（県HP、SNS、テレビ、ラジオ、Lアラート等）
 - －県内被害状況、交通情報、安否確認手段
 - －一時滞在施設開設状況 等

<一時滞在施設の開設・運営>

- ・一時滞在施設（県有施設）の開設 [【関係部局】](#)

<帰宅困難者への情報提供>

- ・市町村や一時滞在施設からの要請に基づき備蓄を提供 [【統括（物オペ）】](#)

<帰宅支援> [【統括】](#)

- ・帰宅支援
 - －災害時帰宅支援ステーションに開設要請
- ・自力で帰宅できない人の代替輸送調整
 - －バス協会への依頼 [【輸送】](#)

<帰宅支援> [【統括】](#)

- ・帰宅支援
 - －災害時帰宅支援ステーションに開設要請
- ・自力で帰宅できない人の代替輸送調整
 - －バス協会への依頼 [【輸送】](#)

<帰宅支援> [【統括】](#)

- ・帰宅支援
 - －災害時帰宅支援ステーションに開設要請
- ・自力で帰宅できない人の代替輸送調整
 - －バス協会への依頼 [【輸送】](#)

埼玉版FEMAタイムライン（地震編）



8 避難対策【関係全部局】

<避難所の開設・運営> 【関係部局】

- ・県有施設の避難所開設
- ・避難所設置情報の入手

<避難所の開設・運営>

- ・市町村が開設する避難所の運営支援 【統括ほか】

<広域避難> <広域一時避難> 【統括】

- ・都道府県外避難に関する他都道府県との協議

9 災害時の要配慮者対策【統括、救援、医療、県民】

<避難行動要支援者等の避難支援>

【統括】 【救援】 【医療】 【県民】

- ・市町村が実施した安否確認結果の把握
- ・名簿未掲載の要配慮者の避難支援

<社会福祉施設入所者等の安全確保> 【救援】

- ・避難誘導、巡回サービス支援
- ・ライフラインの優先復旧の要請

<避難生活における要配慮者支援> 【救援】

- ・災害派遣福祉チーム(DWAT)の活動

<避難生活における要配慮者支援> 【救援】

- ・災害リハビリテーション支援チーム(JRAT)の活動

<外国人の安全確保> 【県民】

- ・市町村が実施した安否確認結果の把握
- ・情報提供及び相談窓口の開設

埼玉版FEMAタイムライン（地震編）



10 物資供給(飲料水・食料・生活必需品・防災用資機材等)・輸送対策【統括(物流オペレーションチーム)、給水、輸送】

<飲料水の供給> 【給水】
 ・市町村給水車等に給水

<備蓄物資の供給>
 ・物資拠点の開設・要員の確保 【統括(物オペ)】
 ・新物資システム(B-PL0)の運用 【統括(物オペ)】
 - 物流オペレーションチームの設置
 - 民間物流事業者(団体)の参画
 ・救援物資※の調達 【統括(物オペ)】
 ※備蓄物資、調達物資の総称

<緊急輸送>
 ・陸上輸送
 - 輸送手段の確保 【輸送】
 - 緊急通行車両等の確認 【統括ほか】
 ・航空輸送等 【統括】 【輸送】

<備蓄物資の供給>
 ・県備蓄物資の市町村への提供 【統括(物オペ)】
 ・協定締結事業者・団体への物資提供の要請 【統括(物オペ)】

<広域受援計画の適用>
 ・県広域物資拠点の開設 【統括】
 ・物資拠点物流専門家の派遣要請 【統括】

<広域受援計画の適用>
 ・国のプッシュ型支援に係る調整 【統括】
 (早急にプル型支援に切り替える)

11 県民生活の早期再建【統括、住宅、環境、医療、文教、総務】

<災害救助法の適用> 【統括】

<応急住宅対策> 【住宅】
 ・応急危険度判定支援本部の設置

<文教対策> 【文教】 【総務】
 ・学校への指導及び支援
 ・学校長による緊急避難指示、各種対応

<応急住宅対策> 【住宅】
 ・市町村が実施する応急危険度判定の配分調整や人員派遣

<動物愛護> 【医療】
 ・動物救援本部の設置

<食品衛生監視> 【医療】
 ・食品衛生監視体制の編成

<応急住宅対策>
 ・県営住宅等の空家を応急住宅として提供 【住宅】
 ・住宅関係障害物除去作業の支援 【住宅】

<がれき処理等廃棄物対策> 【環境】
 ・広域応援の要請、応援体制の確立

<被災者台帳の作成・罹災証明書の発行>
 ・住家被害調査等に係る市町村支援 【統括】

<がれき処理等廃棄物対策> 【環境】
 ・県災害廃棄物処理実行計画の作成

埼玉版FEMAタイムライン（地震編）



災害対策本部

市町村本部運営

- ・職員の安否確認
- ・職員参集
- ・応急危険度判定実施本部の設置
- ・庁舎が危険な場合は代替庁舎に本部移設
- ・所管施設等の被害確認
- ・住民への呼びかけ（首長メッセージ等）
- ・被害情報等の県への報告
- ・県へ緊急消防援助隊出動要請を要求

注：市町村のタイムラインは、特定の市町村の行動計画ではなく、訓練で検討した一例です。お住まいの市町村の計画と異なる場合がございます。

避難者対策（避難所開設・運営）

- ・担当職員が指定避難所に参集
 - ・避難所の開設、受付、運営
- ・避難に関する広報（テレビ、ラジオ、市町村HP、防災行政無線、防災ラジオ、市町村防災メール、SNSなど）
- ・災害ボランティアセンターの設置・運営支援
- ・受水槽から生活用水の活用

市民生活の早期再開（公衆衛生・廃棄物対策）

- ・避難所運営における衛生対策（居住空間の分離、受付での体調確認、分散避難の呼びかけ・避難所の混雑情報の情報発信、基本的な感染対策の実施、衛生用品の調達、有症状者（発熱、咳、のどの痛み等症状がみられる人）の隔離、県（保健所）への報告・相談など）
- ・携帯、簡易、仮設トイレの設置
- ・生活ごみやし尿処理
- ・県や関係団体へ支援要請

物資供給・輸送対策

- ・物資担当チーム設置
- ・備蓄物資の提供
- ・避難所等の物資要望の集約
- ・県、協定締結事業者・団体への物資提供の要請
- ・市町村物資拠点の開設
- ・県備蓄物資の受入れ

帰宅困難者対策（一時帰宅抑制、一時滞在施設運営）

- ・主要駅周辺の混雑・滞留状況の情報収集
- ・住民への情報発信（SNS、エリアメール、防災行政無線等）
- ・協定先に一時滞在施設の開設要請
- ・一時滞在施設からの要請に基づき備蓄を提供

帰宅困難者対策（帰宅支援）

- ・帰宅支援
 - －災害時帰宅支援ステーションに対する情報提供
 - －避難所等のトイレや休憩場所の提供
 - －住民、帰宅者への情報発信

埼玉版FEMAタイムライン（地震編）



消防本部

- ・全職員自動参集（原則自所属へ）
 - ・消防本部内に警防本部設置
 - ・各消防署に署隊本部などを設置
 - ・消防部隊による活動、被害状況確認
 - ・指揮統制の確立
 - ・リソースの配分
 - ・自治体災対本部との連携
 - ・住民への避難等呼びかけ
 - －活動現場で消防車両のマイクを使用
 - －HP、報道機関への情報発信
- ・近隣消防への応援要請
 - ・県下消防への応援要請
 - ・警戒区域設定の調整
 - －警察、市町村との調整
 - －住民への広報、退去指示
 - ・水利確保
 - －消防団や応援部隊との調整
 - ・住民避難
 - －消火活動を優先
 - －自治体、消防団、警察との連携

警察本部

- ・職員の参集
- ・リエゾン派遣（県、市町村）
 - ・市町村との連携による避難誘導等

交通ネットワーク・ライフライン等の確保（交通規制）

- ・道路交通情報の収集
 - －道路損壊状況と通行可能道路の確認
 - －必要により道路啓開の要請
- ・緊急交通路の指定準備
 - －高速道路における初動対応
 - －緊急通行車両確認標章の交付準備
 - －検問所等への警察官の配置準備
 - －道路交通法に基づく交通規制の検討
 - －緊急交通路の選定
- ・駅周辺等の混乱防止
- ・住民避難
 - －現地での情報収集、他機関との共有
 - －警察署員、自動車警ら隊、交通機動隊による交通規制や無線機での広報活動
- ・緊急交通路の指定
 - －車両検問所の設置
- ・徒歩帰宅による緊急車両等への支障がある場合の対応
 - －パトロールカーによる広報

緊急災害対策本部

- ・官邸対策室設置
- ・緊急参集チーム協議開始
- ・第1回本部会議開催

物資供給・輸送対策

- ・被災が見込まれる県への
プッシュ型支援についての検討
- ・県との調整
- ・物資調達・輸送調整等支援システムの運用
- ・基本8品目を中心とした物資供給

内閣府

埼玉版FEMAタイムライン（地震編）



熊谷地方気象台

防災気象情報の発表、説明、観測データの監視等

- | | |
|---|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ・防災気象情報の発表 ・関係機関への情報共有 ・ホットライン実施 ・観測データの監視 | <ul style="list-style-type: none"> ・気象庁防災対応支援チーム派遣（県、市町村） ・気象庁防災対応支援チームによる防災気象情報の説明 |
|---|---|

陸上自衛隊

応急対応力の強化

- | | | |
|--|---|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ・リエゾン派遣（県、市町村） ・駐屯地での準備待機（災害派遣要請に備えたもの） | <ul style="list-style-type: none"> ・災害派遣要請受諾 ・救助、搜索活動 | <ul style="list-style-type: none"> ・災害派遣活動（搜索・救助、炊き出し、入浴支援） |
|--|---|--|

災害拠点病院等

医療救護等対策（病院等の業務継続）

- ・被害の有無についてEMISで報告
- ・BCPに基づいた業務継続による医療の提供
- ・業務継続を行う上で必要な物資等についての支援要請（水、燃料等）等

埼玉版FEMAタイムライン（地震編）



	フェーズ1 発災直後 (発災6時間まで)	フェーズ2 発災1日目まで	フェーズ3 発災3日目まで	フェーズ4 発災7日目まで	フェーズ5 復旧 (発災1週間以降)	
鉄道事業者	災害対策本部 ・支社・営業統括センターに対策本部設置 ・社員参集(最寄り駅等) ・情報収集 ・利用客、社員の安否確認 ・利用客の避難誘導 ・構内設備の被害確認 ・強い揺れを観測した区間で運行停止 ・設備点検 ・運行停止の決定、発表 ・駅施設の安全確認のため利用客を改札外や駅構外に誘導					
	帰宅困難者対策 (駅利用者の安全確保) ・駅間停止車両の乗客の最寄駅等への誘導 ・バスによる代替輸送の検討 ・駅施設安全確認後、利用客に待機場所提供 ・広域避難場所等への誘導 ・市町村に一時滞在施設の開設要請 ・(状況に応じて)駅滞留者に備蓄配布					
県バス協会	・会員事業者の被害状況の把握	避難対策 (移送) ・県、市の依頼に基づき警戒区域外への避難者の輸送調整 ・県外との広域連携の場合は国土交通省(関東運輸局)からの要請への対応			帰宅困難者対策 (帰宅支援) ・県、市の依頼に基づき、自力で帰宅できない人の輸送調整	
一時滞在施設	帰宅困難者対策 (一時滞在施設運営) ・従業員の帰宅抑制 ・施設利用者の安否確認・対応 ・開設要請を受けて開設準備開始 ・施設の安全確認、運営要員の参集、帰宅困難者の受入準備 ・県・市町村への物資提供依頼			帰宅困難者対策 (帰宅支援) ・一時滞在施設の閉鎖		
帰宅支援ステーション	帰宅困難者対策 (徒歩帰宅支援) (徒歩帰宅者が発生した場合) ・本社等に災害対策本部設置 - 店舗、サプライチェーンの被害状況把握 ・従業員の帰宅抑制 ・店舗利用客の安全確保 ・県からの要請により開設 - 本部から各店舗に一斉通知 - 各店舗の判断で開設 ・帰宅支援ステーションでの支援 - 対応可能な範囲で水道水・トイレ・情報の提供			・県からの要請により開設 - 本部から各店舗に一斉通知 - 各店舗の判断で開設 ・帰宅支援ステーションでの支援 - 対応可能な範囲で水道水・トイレ・情報の提供 ・被災地以外の倉庫等と連携し、店舗の営業を再開・継続		

埼玉版 F E M A タイムライン (地震編)



(本社) 東京電力非常災害対策本部・(埼玉総支社) 非常災害対策事業所本部

東京電力パワーグリッド

- ・対応要員が自動参集(事前に指定した事業所へ)
- ・県へのリエゾン派遣
- ・建物が危険な場合は代替事業所に移動

ライフライン対策 (電気の復旧)

- ・電気施設応急対策
 - －配電線管理システムで停電状況把握
 - －設備被害全容の把握(目標48時間以内)
 - －協力会社への応援要請
 - －優先順位を設けて復旧作業
 - ・住民への広報
- ・道路・ライフライン調整チームとして現場での連携、調査、作業
- ・大規模火災発生時は現場の警察・消防と連携して作業

非常事態対策本部

- ・対応要員が自動参集(事前に指定した事業所へ)
- ・県へのリエゾン派遣
- ・建物が危険な場合は代替事業所に移動

ライフライン対策 (ガスの復旧)

- ・災害対応初動業務
 - －独自システムで被害状況把握
 - －被害の大きいブロックのガス供給停止
 - －協力会社への応援要請
 - －ガス漏れ対応
 - －マイコンメーター復帰
 - －広報活動
- ・災害対応復旧業務
 - －社会的重要度の高い施設(病院・福祉施設等)への臨時供給
 - －不備のあるガス管の修繕
 - －各戸訪問点検、開栓

災害対策本部

- ・対応要員が自動参集(事前に指定した事業所へ)
- ・県へのリエゾン派遣
- ・道路・ライフライン調整チームとして現場での連携、調査、作業

通信ネットワークの対策・復旧

- ・通信施設応急対策
 - －ネットワーク遠隔監視部門による影響確認
 - －通信の非常そ通措置(利用制限、災害用伝言ダイヤルの開設)
 - －復旧要員の増援(他支店、協力会社等)
 - －優先順位を設けて復旧作業
 - －避難所等への特設公衆電話設置の検討

N T T 東日本

埼玉版 F E M A タイムライン (地震編)



事業者等
レッカー
関連協定

道路対策 (道路啓開)

- ・被災状況の把握(県からの要請を受けての協力活動)
 - 県土整備事務所との連携
- ・通行可能な道路で放置車両等の撤去(県からの要請を受けての協力活動)
 - 県土整備事務所、県建設業協会との連携

県建設業協会

道路対策 (道路啓開)

- ・被災状況の把握
 - 道路パトロールの実施
 - 県土整備事務所との連携
- ・放置車両・道路障害物の移動

県トラック協会

物資供給・輸送対策 (物資の輸送)

- ・災害対策本部等の設置
- ・被災状況の把握
 - 人的、物的被害状況の把握、被災情報の収集、道路情報の収集、関係機関への報告連絡
- ・物流専門家の派遣(県災害対策本部)
- ・防災基地等からの備蓄物資の出庫
- ・貨物自動車の供給及び輸送協力
- ・物資拠点への搬入
- ・避難所への配送
- ・物資管理に係る協力

輸送事業者

物資供給・輸送対策 (物資の輸送)

- ・被災状況の把握
 - 人的、物的被害状況の把握、被災情報の収集、道路情報の収集
- ・防災基地等からの備蓄物資の出庫
- ・貨物自動車の供給及び輸送協力
- ・物資拠点への搬入
- ・避難所への配送
- ・物資管理に係る協力

県倉庫協会

物資供給・輸送対策 (物資拠点の運営)

- ・物流専門家の派遣(県物資拠点)
- ・広域物資拠点の運営
- ・民間倉庫の確保

埼玉版FEMAタイムライン（地震編）

フェーズ1
発災直後（発災6時間まで）

フェーズ2
発災1日目まで

フェーズ3
発災3日目まで

フェーズ4
発災7日目まで

フェーズ5
復旧（発災1週間以降）

日本
通信
協会

・緊急時体制への移行

物資供給・輸送対策（代替エネルギーの供給）

（電力・都市ガスの供給が停止した場合）
・代替エネルギー（LPガス）の
避難所等への供給

県
石油
協会

・災害即応体制への移行

物資供給・輸送対策（燃料の供給）

・燃料の輸送及び引き渡し

県
生活
協同
組合
連合会

・災害対策本部の設置

物資供給・輸送対策（物資の供給）

・救援物資等の供給等
（県からの要請を受けての協力活動）

・物資拠点への搬入
・避難所への配送

・支援ニーズの多様化への対応

災害ボランティア活動への支援

・組合員等のボランティア活動参加の支援

物
資
事
業
者
等

・災害対策本部の設置
・従業員の安否確認
・被害状況の情報収集

物資供給・輸送対策（物資の供給）

・救援物資等の供給等
（県からの要請を受けての協力活動）

・支援ニーズの多様化への対応